

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(案)に対する意見募集の結果
(意見募集期間:令和7年5月16日(金)から同年6月16日(月)まで)

別紙

No.	意見提出者	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
1	匿名	1 現金・キャッシュレスを併用したシステム使用料金の低減化 システム使用料の低減化に努め税収の最大化に努める。 2 LINE等問題の有るソフトウェアの使用制限 LINEにおける個人情報漏洩問題において、過去4回行政指導を受けても直らないため使用制限・使用停止が必要。 3 反日教育を行っている国の会社・資本関係の排除	御意見として承ります。	無
2	匿名	1. 地方自治法第243条の2の7(収納事務の共同処理) 現状:地方公共団体は、地方税共同機構を利用して収納事務を共同で処理することが可能となっています。 課題:収納事務の共同処理に関する規定が不明確であり、各自治体の裁量に依存しているため、効率的な運用が難しい状況です。 2. 地方税法第747条の6(収納事務の委託) 現状:地方公共団体は、収納事務を第三者に委託することができます。 課題:委託先の選定基準や監督体制が不十分であり、委託先による不正行為や情報漏洩のリスクが懸念されています。 3. 地方税法第747条の8(収納事務の電子化) 現状:収納事務の一部が電子化されていますが、全ての手続きがオンラインで完結するわけではありません。 課題:電子化の進展が遅れており、住民の利便性向上や業務効率化が十分に達成されていません。 4. 地方税法第747条の9(収納事務の標準化) 現状:収納事務の標準化が進められていますが、自治体間での統一基準が確立されていません。 課題:標準化が不十分であり、自治体間での情報共有や連携が難しい状況です。 5. 地方自治法第244条の6(財政状況の公表) 現状:地方公共団体は、財政状況を公表する義務があります。 課題:公表内容が複雑であり、住民が理解しにくい状況です。 早期抜本的改革の要望 1. 収納事務の共同処理に関する明確な規定の整備 要望:収納事務の共同処理に関する具体的な手続きや基準を法令で明確に定め、各自治体が効率的に運用できるようにすること。 2. 収納事務の委託に関する選定基準と監督体制の強化 要望:委託先の選定基準を明確にし、委託先に対する監督体制を強化することで、不正行為や情報漏洩のリスクを低減させること。 3. 収納事務の電子化の推進 要望:収納事務の全ての手続きをオンラインで完結できるようにし、住民の利便性向上と業務効率化を図ること。 4. 収納事務の標準化の推進 要望:収納事務の標準化を進め、自治体間での情報共有や連携を容易にすること。 5. 財政状況の公表内容の簡素化と住民への理解促進 要望:財政状況の公表内容を簡素化し、住民が理解しやすい形で提供することで、住民の信頼を得ること。 結語 地方自治法第243条の2の7及び第244条の6並びに地方税法第747条の6、第747条の8、第747条の9に関する現行制度は、効率的な運用や住民サービスの向上に向けて改善が求められています。早急に法令の整備と制度の改革を進め、地方自治体の自立性と住民の利便性を高める必要があります。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。	無

No.	意見提出者	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
3	匿名	地方自治法施行令の一部改正(情報セキュリティ関係) 1.この指定手続が設けられている理由はどういった理由なのでしょう。 2.この指定は申請によるものなのでしょうか。また、申請手続が示されているのでしょうか。普通地方公共団体が指定を申請することはできるのでしょうか。 3.特別地方公共団体に対しての「策定又は変更について、指針を示すとともに、必要な助言」は想定されているのでしょうか。 4.公安委員会のみが指定されている理由はどういったことからでしょうか。警察本部を含むのでしょうか。 5.追加で指定されることが想定されている執行機関はあるのでしょうか。 6.執行機関のみ指定する手続が設けられているのはなぜなのでしょう。補助機関については、どのように整理されているのでしょうか。 7.この指定を受けると「サイバーセキュリティを確保するための方針」の公表及び措置を講じることの対象外となるのでしょうか。また、総務大臣は一切の助言等の行政指導ができなくなるのでしょうか。	1.行政分野によっては、所管省庁が個別にサイバーセキュリティ対策に関するガイドラインや基準を定め、助言を行っている場合があり、このような行政分野を担任する執行機関については、総務大臣の指針及び助言を適用しないことが当該行政分野の業務の特殊性やサイバーセキュリティ対策の実態に即しており合理的な場合があることに鑑み、改正地方自治法第244条の6第3項に政令による指定が設けられたものです。 2.改正地方自治法第244条の6第3項の規定に基づき、執行機関の指定は政令で行うこととされており、申請によることはされていません。 3.改正地方自治法第283条及び同法第292条の規定により、同法第244条の6第3項の規定は、特別区及び地方公共団体の組合に適用及び準用されることとなります。 4.公安委員会の情報セキュリティ対策の現状等を踏まえて、総合的に判断したものです。 なお、地方自治法上の執行機関に都道府県警察は含まれません。 5.現時点では、追加で定める執行機関は想定しておりません。 6.サイバーセキュリティを確保するための方針については、改正地方自治法第244条の6第1項の規定に基づき、普通地方公共団体の議会及び長その他の執行機関が策定等の主体となり、同条第3項の規定に基づき、政令で定める執行機関が定めるものを除き総務大臣が方針の策定又は変更について指針を示すとともに、必要な助言を行うこととなっていることから、執行機関についてのみ政令で定めることとなります。 7.本件の政令案は、サイバーセキュリティを確保するための方針(以下「方針」という。)の策定又は変更について、総務大臣の指針・助言の対象外とする執行機関を定めるものであり、方針の策定・公表や、方針に基づき必要な措置を講じる義務については、当該執行機関にもかかることとなります。	無

【提出意見数 3件】